

障害者である職員の任免の状況（令和3年6月1日現在）【市長事務部局】

【概要】

市長事務部局における令和3年6月1日現在の任免状況は下表のとおりです。

【総括表】

① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率 (②/①)	④ 法定雇用率（2.6%） 達成のために必要な人数	⑤ 過不足数 (②-④)
2,698.0人	48.0人	1.78%	70.0人	▲22.0人

※②欄の「障害者の数」は、重度障害者については、法律上1人を2.0人に相当するものとして、また、重度以外の障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

短時間勤務職員である精神障害者のうち、採用の日から起算して3年を経過する間にある者については、特例により1人を1.0人に相当するものとしてカウントしている。